

契約約款（工事に関する調査等の業務）改定 新旧対照表

※下線を付した部分が改定部分

改定後	改定前
<p>(権利義務の譲渡禁止)</p> <p>第 4 条 <u>注文者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。</u></p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第 8 条 注文者は、前条第 2 項の確認の結果、本契約の内容に適合すると認めるときは、受注者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより契約金額を支払うものとする。<u>なお、振込手数料は注文者の負担とする。</u></p> <p>2 契約代金の支払期日は、注文者が受注者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、受注者が委託を受けた役務を提供した日）から起算して 60 日の期間内において、注文書で定めるものとする。ただし、受注者が建設業法上の下請負人又は下請代金支払遅延防止法上の下請事業者である場合は、それぞれの法律の規定に従うものとする。</p> <p>(サステナビリティの推進)</p>	<p>(権利義務の譲渡)</p> <p>第 4 条 受注者は、<u>第三者に対して、本契約により生じる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ注文者の承認を得なければならない。</u></p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第 8 条 注文者は、前条第 2 項の確認の結果、本契約の内容に適合すると認めるときは、受注者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより契約金額を支払うものとする。</p> <p>2 契約代金の支払期日は、注文者が受注者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、受注者が委託を受けた役務を提供した日）から起算して 60 日の期間内において、注文書で定めるものとする。ただし、受注者が建設業法上の下請負人又は下請代金支払遅延防止法上の下請事業者である場合は、それぞれの法律の規定に従うものとする。</p> <p>(新設)</p>

第24条 受注者は、本契約の遂行にあたり、NTTグループサプライチェーンサステナビリティ推進ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）に定める事項の遵守に努め、持続可能な社会の実現に向けて協力するものとする。

2 注文者は、受注者の本ガイドラインの遵守状況について、重大な問題が発生したと判断した場合には、実態等を確認するために必要な範囲で、関係資料の提出を求め、本契約の遂行にかかる事業所等においてその実態を調査することができるものとする。

※本ガイドラインについては、NTT ニュースリリース参照
<https://group.ntt.jp/newsrelease/2022/02/16/220216a.html>

（協議）

第25条 （変更なし）

附則

2023年7月1日制定・実施

2023年10月1日改定・適用

（協議）

第24条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約に定めのない事項については、必要に応じ注文者と受注者が協議して定めるものとする。